第16期
定時株主総会招集ご通知

TSUNAGU GROUP HOLDINGS Inc.

開催情報

日時
2022年12月22日（木曜日）
午前11時00分（受付開始：午前10時30分）

場所
日比谷三井タワー８階ROOM１
東京都千代田区有楽町一丁目１番２号　東京ミッドタウン日比谷

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役５名選任の件

目次

第16期定時株主総会招集ご通知 ・・・・・ 1
株主総会参考書類 ・・・・・・・・・・・・ 3
事業報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
連結計算書類 ・・・・・・・・・・・・・・ 19
計算書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
監査報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・ 23

株主総会当日のご来場につきましては、当日のご体調にかかわらず、最新の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、株主の皆様の安全を第一とした慎重なご判断をお願い申し上げます。
なお、株主総会後の「事業説明会」は予定しておりません。

本総会にご出席の株主様へのお土産は、ご出席いただけない株主様との公平性を勘案し、配布しないこととさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2023年３月以降の株主総会より、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（URL等を記載したお知らせ）等をお届けする予定でございます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社ツナググループ・ホールディングス
証券コード：6551

証券コード　6551
2022年12月７日

株　主　各　位

東京都千代田区神田三崎町三丁目１番16号
株式会社ツナググループ・ホールディングス
代表取締役社長　　米　田　光　宏

第16期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第16期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年12月21日（水曜日）午後７時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　2022年12月22日（木曜日）午前11時00分（受付開始：午前10時30分）
２．場　　所　東京都千代田区有楽町一丁目１番２号　東京ミッドタウン日比谷
日比谷三井タワー８階ROOM１

３．目 的 事 項
報告事項
１．第16期（2021年10月１日から2022年９月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第16期（2021年10月１日から2022年９月30日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項　**第１号議案　定款一部変更の件**
第２号議案　取締役５名選任の件

４．招集にあたっての決定事項
　当社は、以下の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。法令および当社定款第15条の定めに基づき、本招集通知の添付書類には、当該事項は記載しておりません。
　従って、本招集通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査した事業報告、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
【当社ウェブサイトURL】https://tghd.co.jp/ir/library/meeting.html

（インターネット開示事項一覧）

① 事業報告「財産および損益の状況の推移」
② 事業報告「主要な事業内容」
③ 事業報告「主要な事業所」
④ 事業報告「従業員の状況」
⑤ 事業報告「主要な借入先および借入額」
⑥ 事業報告「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
⑦ 事業報告「会社の株式に関する事項」
⑧ 事業報告「会社の新株予約権等に関する事項」
⑨ 事業報告「会計監査人の状況」
⑩ 事業報告「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」
⑪ 事業報告「特定完全子会社に関する事項」
⑫ 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」
⑬ 連結計算書類「連結注記表」
⑭ 計算書類「株主資本等変動計算書」
⑮ 計算書類「個別注記表」　以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://tghd.co.jp/ir/library/meeting.html）に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染症対策について】

◎新型コロナウイルス感染症予防および拡散防止のため、会場におきましては下記対策その他必要な措置を実施いたします。
・ご来場の株主様は、マスクのご持参およびご着用をお願い申し上げます。マスクをご着用いただけない場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
・会場入り口付近にアルコール消毒液を設置いたします。ご入場時には、ご協力をお願いいたします。
・ご入場時に検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された場合は、ご入場をお断りさせていただきます。37.5度未満であっても、咳などの症状が認められる場合は、ご入場をお断りする場合がございます。
・出席役員および運営スタッフは、検温および体調確認のうえ、マスク着用（一部は手袋も着用）にて対応させていただきます。
◎感染予防の観点から、株主様のご滞在時間を短縮するため、可能な限り短時間での開催となりますよう報告内容（監査報告を含みます。）を簡略化するなど、円滑な議事進行に努めさせていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますよう、お願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）2021年６月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和３年法律第70号）により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が認められたことに伴い、定款第13条第２項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスク低減にも資すると考えております。次回以降開催の株主総会を必ずしもバーチャルオンリー株主総会とするという主旨ではございませんが、不測の事態に対して備えておくという意味でも、この度の定款変更を必要と判断した次第です。

なお、本議案の上程にあたり、当社は場所の定めのない株主総会の開催に必要な経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

（２）「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の2022年９月１日の施行に際し、株主総会資料の電子提供制度を導入するにあたり、次のとおり当社定款を変更するものであります。

①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定する旨を定めるものです。

③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものです。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります（下線は変更部分を示しております）。

現行定款	変更案
（招集） 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	（招集） 第13条　　（現行通り）
（新設）	2　当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	（株主総会参考書類等の電子提供措置等） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新設）	（附則） 1　変更後定款第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 2　本附則は前項の株主総会の日から３か月を経過した日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（６名）の任期が本総会終結の時をもって満了となります。つきましては、社外取締役３名を含む取締役５名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選定にあたっては、過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会の答申を経ております。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席率
1	再任　米田光宏（よねだみつひろ）	代表取締役社長兼CEO	100% (12回／12回)
2	再任　上林時久（かみばやしときひさ）	取締役副社長兼COO	100% (12回／12回)
3	再任　多田斎（ただひとし）　社外役員　独立役員	取締役	100% (12回／12回)
4	再任　六川浩明（ろくがわひろあき）　社外役員　独立役員	取締役	100% (12回／12回)
5	再任　中江康人（なかえやすひと）　社外役員　独立役員	取締役	100% (12回／12回)

1 米田 光宏（よねだ みつひろ）（1969年10月13日生）

再任

所有する当社の株式数　1,451,166株

■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1993年４月 株式会社リクルートフロムエー（現株式会社リクルートジョブズ）入社
2007年２月 当社設立代表取締役社長
2013年１月 株式会社米田事務所代表取締役社長（現任）
2013年11月 株式会社テガラミル取締役
2015年３月 株式会社インディバル取締役
2015年４月 株式会社チャンスクリエイター代表取締役社長
2019年６月 ユメックス株式会社（現株式会社ツナグ・マッチングサクセス）取締役
2021年１月 当社代表取締役社長兼CEO（現任）
2022年１月 一般社団法人スポットワーク協会理事長（現任）

■ 取締役候補者とする理由
米田光宏氏は、当社の創業以来15年間にわたり代表取締役社長として経営を指揮し、的確な意思決定により、当社グループの事業拡大と業績向上に大きな成果をあげてまいりました。同氏は、当社グループが展開する「採用コンサルティング」事業に関する豊富な知識とこれまでに培ってきた経営全般に関する幅広い経験・実績に基づき、「採用市場のインフラ企業」を目指し、当社が策定・実施する経営戦略・事業戦略・組織戦略全般において、強いリーダーシップを発揮しております。同氏が培ってきた豊富な知識・経験は、当社グループ全体の企業価値の向上を牽引するものであり、当社の業務執行の決定・監督に重要な役割を果たしていることから、取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。

2 上林 時久（かみばやし ときひさ）（1964年４月７日生）

再任

所有する当社の株式数　119,340株

■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年４月 株式会社フロムエー情報センター（現株式会社リクルートジョブズ）入社
2012年12月 SGフィルダー株式会社理事
2013年11月 株式会社テガラミル代表取締役社長
2015年３月 当社取締役
2015年４月 当社グループ営業推進室長
2019年４月 当社専務執行役員
当社営業推進本部長
当社HRマネジメントセグメント企画室長
2019年10月 当社スタッフィングセグメント企画室長
2020年11月 株式会社ツナグ・スタッフィング代表取締役
2021年１月 当社取締役副社長兼COO（現任）
株式会社ツナグ・マッチングサクセス代表取締役（現任）
2021年10月 株式会社ツナググループHC代表取締役（現任）

■ 取締役候補者とする理由
上林時久氏は、営業部門の統括責任者を歴任し、人材募集・採用関連事業に関する豊富な知識と経験をもって、人材の募集から定着支援までのワンストップサービスとして当社グループが展開する「採用コンサルティング」事業全体の販売政策や事業戦略の策定・実施を主導してまいりました。また、同氏は、グループ子会社複数社にて代表取締役として長年経営指揮を執り、会社経営全般に関する高い能力と専門的知識を有しております。同氏が培ってきた豊富な知識・経験は、当社グループ全体の企業価値の向上に寄与するものであり、当社の業務執行の決定・監督に重要な役割を果たしていることから、取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。

3 多田斎（ただひとし）（1955年６月29日生）

再任

所有する当社の株式数　０株

■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1978年４月 野村證券株式会社入社
1999年６月 同社取締役
2003年４月 同社常務取締役
2003年６月 同社常務執行役
2006年４月 同社専務執行役
2008年10月 同社執行役兼専務（執行役員）
2009年４月 同社執行役副社長
2010年６月 同社執行役副社長兼営業部門CEO
2011年４月 同社Co－COO兼執行役副社長
2012年４月 同社取締役兼執行役会長
2012年８月 同社常任顧問
2013年４月 株式会社野村総合研究所顧問
2013年６月 株式会社だいこう証券ビジネス代表取締役社長
2013年12月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス代表取締役社長
2015年４月 株式会社DSB情報システム代表取締役会長
2015年12月 株式会社DSBソーシング代表取締役会長
2016年４月 株式会社ジャパン・ビジネス・サービス代表取締役会長
2017年４月 株式会社セレス社外取締役（現任）
株式会社だいこう証券ビジネス取締役相談役
2017年６月 同社相談役
2017年11月 株式会社ライトオン社外取締役（現任）
2018年８月 株式会社マーキュリー社外監査役（現任）
2019年４月 当社社外取締役（現任）
2021年４月 株式会社400F社外監査役（現任）

■ 社外取締役候補者とする理由および期待されている役割

多田斎氏は、長く証券業界にて役員・代表者を歴任し培った証券実務における豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場から多角的かつ的確な助言をいただくことを期待しております。同氏が培ってきた豊富な知識・経験は、当社グループ全体の企業価値の向上に寄与するものであり、当社の業務執行の決定・監督に重要な役割を果たすことが期待できることから、取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。また、同氏が選任された場合、指名・報酬委員会委員として、業務執行の適切な評価と監督を行っていただくことを予定しております。同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって３年８カ月であります。

4 六川浩明（ろくがわひろあき）（1963年６月10日生）

再任

所有する当社の株式数　０株

■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1997年４月 弁護士登録
1997年４月 堀総合法律事務所入所
2002年６月 Barack Ferrazzano法律事務所（シカゴ）入所
2007年４月 東京青山・青木・狛法律事務所 ベーカー＆マッケンジー外国法事務弁護士事務所（現ベーカー＆マッケンジー法律事務所）入所
2007年４月 首都大学東京産業技術大学院大学（現東京都立産業技術大学院大学）講師（現任）
2008年４月 小笠原六川国際総合法律事務所代表弁護士
2009年３月 株式会社船井財産コンサルタンツ（現株式会社青山財産ネットワークス）社外監査役（現任）
2012年４月 東海大学大学院実務法学研究科特任教授
2016年12月 当社社外取締役（現任）
2020年９月 Abalance株式会社社外取締役（現任）
2021年４月 株式会社夢真ビーネックスグループ社外監査役（現任）
2022年４月 内幸町国際総合法律事務所代表弁護士（現任）
2022年６月 明治機械株式会社社外取締役監査等委員（現任）

■ 社外取締役候補者とする理由および期待されている役割

六川浩明氏は、弁護士として豊富な経験と複数の要職を歴任し培った幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場から多角的かつ的確な助言をいただくことを期待しております。同氏が培ってきた豊富な知識・経験は、当社グループ全体の企業価値の向上に寄与するものであり、当社の業務執行の決定・監督に重要な役割を果たすことが期待できることから、取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。また、同氏が選任された場合、指名・報酬委員会委員長として、業務執行の適切な評価と監督を行っていただくことを予定しております。同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって６年であります。

5 中江 康人（なかえ やすひと）（1967年４月28日生）

再任

所有する当社の株式数　0株

■ 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1991年４月 株式会社葵プロモーション（現株式会社AOI Pro.）入社
2006年７月 同社執行役員
2008年６月 同社上席執行役員第一プロダクションディビジョン本部長
2010年６月 同社常務取締役
2015年２月 同社代表取締役社長
2017年１月 AOI TYO Holdings株式会社代表取締役
2018年１月 同社代表取締役社長COO
2019年４月 当社社外取締役（現任）
2020年３月 AOI TYO Holdings株式会社代表取締役社長CEO
2020年８月 株式会社シーセブンハヤブサ取締役（現任）
2021年１月 AOI TYO Holdings株式会社代表取締役グループCEO（現任）

■ 社外取締役候補者とする理由および期待されている役割
中江康人氏は、長くメディア業界にて役員・代表者を歴任し培った豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的・中立的な立場から多角的かつ的確な助言をいただくことを期待しております。同氏が培ってきた豊富な知識・経験は、当社グループ全体の企業価値の向上に寄与するものであり、当社の業務執行の決定・監督に重要な役割を果たすことが期待できることから、取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。また、同氏が選任された場合、指名・報酬委員会委員として、業務執行の適切な評価と監督を行っていただくことを予定しております。同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって３年８カ月であります。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．社外取締役に関する事項は以下の通りでございます。
（1）多田斎氏、六川浩明氏および中江康人氏は社外取締役候補者であります。各氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
（2）六川浩明氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、社外取締役候補者とする理由に記載の通り、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しました。
（3）当社は、多田斎氏、六川浩明氏および中江康人氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うことにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
３．当社は、当社および当社子会社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要は、事業報告の「２．会社役員に関する事項」（1）取締役および監査役の氏名等（注）５に記載の通りです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大による社会活動における制限は緩和され、緩やかながらも景気回復の動きが見られました。一方で、世界情勢の見通しは不確実であり、日米金利差拡大等による急激な円安の進行に伴い、エネルギー価格や原材料価格が高騰する等先行き不透明な状態が続いております。国内の雇用情勢につきましては、コロナ感染症の影響が残る中で引き続き弱い動きとなっているものの、個人消費回復の動きを受け、飲食業・小売業などでにぎわいが戻りつつある一方、採用活動が追い付かず、人手不足の状況が顕著になりつつあります。

このような環境のもと、当社グループの売上高は、主要顧客である飲食・小売り・サービス業の採用活動の回復に加え、流通サービス業や人材サービス業などにおける採用や雇用の課題解決に注力することで、高成長を持続しております。

費用面においては、2021年９月期に推し進めた事業会社の再編や大幅なオフィス縮小統合などによる固定費削減を実現できている一方で、売上成長のための投資強化により原価（労務費、仕入れ）および販売管理費（広告費等）は増加しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高12,721百万円（前年同期比15.4%増）、営業利益215百万円（前連結会計年度は105百万円の損失）、経常利益213百万円（前連結会計年度は98百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純利益491百万円（前連結会計年度は212百万円の損失）、営業利益よりのれんおよび減価償却費影響を除いた調整後EBITDAでは、543百万円（前年同期比97.3%増）となりました。

当社グループの各セグメント別の業績は以下の通りであります。

(ヒューマンキャピタル事業)

ヒューマンキャピタル事業におきましては、企業の採用活動を総合的に支援する「RPOサービス領域」、シニア・主婦・短期単発といった求職者のニーズに対して最適な求人メディアサービスを提供する「セグメントメディア領域」、ITテクノロジーを駆使した人材マッチングサービスを提供する「DXリクルーティング領域」、外国人雇用のコンサルティングやマッチングサービスを提供する「外国人採用領域」、スタッフの離職防止サービスを提供する「定着化支援領域」、原稿制作や新卒採用支援、営業代行等を受託する「業務代行領域」などがあります。

RPOサービス領域では、主要顧客である物流・サービス・飲食・小売りの大手企業を中心に採用意欲が高まる中で、効率的な採用成功を実現する新たな採用手法の提案活動により、売上高が前年同期比でおよそ２割の増加となりました。

セグメントメディア領域では、全体では微増であるものの、スポットワークのニーズは堅調に増加しており短期単発バイト専門サービス『ショットワークス』は前年同期比でおよそ４割増加いたしました。

DXリクルーティング領域では、ビッグデータとアドテクノロジー（広告配信技術）を駆使したダイレクトリクルーティングサービス『Findin(ファインドイン)』を中心に急成長となり、前年同期比でおよそ５割増加いたしました。

外国人領域や定着化支援領域も回復基調に転じており、それぞれおよそ４割の増加。業務代行領域は代行案件の縮小により、およそ３割の減少となりました。

これらの結果、ヒューマンキャピタル事業における売上高は10,181百万円（前年同期比22.9%増)、営業利益は225百万円（前年同期は116百万円の損失）となりました。

(スタッフィング事業)

スタッフィング事業におきましては、人材派遣および日々紹介をおこなう派遣・紹介領域、派遣スタッフの研修店舗を兼ねたコンビニ店舗を運営するコンビニ領域があります。

派遣・紹介領域につきましては、当領域を運営しておりました株式会社ツナグ・スタッフィングの全株式の譲渡により2021年９月期第３四半期から連結対象外とし、また、合弁会社として事業化を進めている株式会社LeafNxTを2022年９月期第３四半期より連結対象としております。

コンビニ領域は、コロナ影響の収束によるコンビニ需要の増加に加え、運営しているコンビニ９店舗の販売データをもとにした販売戦略強化や、２店舗の移転による売上伸長もあり、売上高が前年同期比でおよそ１割増加いたしました。

これらの結果、スタッフィング事業における売上高は2,708百万円（前年同期比3.6%減)、営業損失は27百万円（前年同期は46百万円の損失）となりました。

(2) 資金調達の状況

当社の連結子会社であります株式会社LeafNxT（旧会社名：株式会社ツナグHCサポート）は、2022年３月１日付で、第三者割当増資により、209,000千円の増資を実施しました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は121,848千円であります。その主なものは、自社利用のソフトウエア取得等となります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当社は、2022年９月30日付で、当社が運営する求人情報サービスである「シフトワークス」事業に関する全ての権利義務を吸収分割（簡易分割）によりHRソリューションズ株式会社に承継させました。

(5) 他の会社（外国会社を含む。）の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併（会社以外の者との合併（当該合併後当該株式会社が存続するものに限る。） を含む。）または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

① 当社の連結子会社であります株式会社ツナググループHC（旧会社名：株式会社ツナググループ・イノベーションズ）は、2021年10月１日付で、株式会社ツナググループHCを存続会社、株式会社ツナグ・ソリューションズ、株式会社テガラミル、株式会社ツナググループ・マーケティング、株式会社ツナググループ・テクノロジーズおよびユメックスグループ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行っております。また、同日付で、株式会社ツナググループHCは、当社の連結子会社であります株式会社ツナグ・マッチングサクセスの一部求人代理店事業を除く全事業に関する権利義務を吸収分割により承継し、同日付で、商号を「株式会社ツナググループ・イノベーションズ」から「株式会社ツナググループHC」に変更いたしました。

② 当社の連結子会社であります株式会社LeafNxT（旧会社名：株式会社ツナグHCサポート）は、2022年３月１日付で、株式会社ツナググループHCの労働者派遣事業の全部並びに有料職業紹介事業および請負事業の一部に関する権利義務を吸収分割により承継し、同日付で、商号を「株式会社ツナグHCサポート」から「株式会社LeafNxT」に変更いたしました。

③ 当社は、2022年９月30日付で、株式会社ツナググループHCの求人情報サービス事業である「シフトワークス」事業に関し、顧客との利用契約に関する権利義務を除く全ての権利義務を承継しました。

(7) 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの主たる事業領域である人材業界市場は、日本国内の生産年齢人口の減少による構造的な労働力不足により、企業の求人需要は中長期的に見ても堅調であると認識しております。

当社グループは当連結会計年度において、コロナ禍からの回復に伴う活動制限の緩和から当社の主要顧客である飲食・小売り・サービス業における採用活動が回復基調となること、また、就業者ならびに求職者の働き方に対する意識の変化から雇用の流動性が高まること、さらに、企業においてはDX（デジタル・トランスフォーメーション）を活用した採用手法の変化への意識が高まることを想定し、人材サービス市場の変化において、より大きな需要が見込める事業に注力し事業を展開してまいりました。

今後も、個人消費の回復やインバウンド消費支出の増加から人材サービスへの需要は高まり、また、就業者並びに求職者の働き方に対する意識の変化から雇用の流動性はさらに高まるものと認識しております。

このような経営環境を踏まえ、以下を当社グループとして注力すべき課題と捉え、その対処に向けて積極的に取り組みたいと考えております。

① DXリクルーティング事業の進化

近年、企業において、業務にデジタル技術を取り入れて効率化や生産性の向上を目指すDX（デジタル・トランスフォーメーション）化が進んでおります。採用・雇用においてもDXの活用が進み、課題解決のためのDXリクルーティング事業の進化が必要不可欠になっています。当社グループのサービスである『Findin（ファインドイン）』をベースとし、デジタルマーケティングによるターゲティング精度を上げるとともに集客以外への技術利用を展開いたします。

② 短期単発雇用（スポットワーク）事業の拡大

多様な働き方のひとつとしてスポットワークへの注目が高まり、オンライン上で募集される数時間単位の仕事に従事するスポットワーカーが急増しております。当社グループは、“すきま時間マッチング”の採用メディアとして『ショットワークス』およびその派生サービスを展開しておりますが、この領域は就業者および求職者ならびに雇用する企業の双方にとって多くの課題を有しており、サービスの拡充により大きな成長が見込めると考えております。給与デジタル払いへの対応や、労働を与信にクレジットカード・保険加入など安心して働ける環境の整備など、当社グループが培ってきたアルバイトやパートスタッフ採用に関する知見を集約し、同業他社とも連携し、この短期単発雇用領域における事業の拡大に注力してまいります。

③　ＲＰＯ（採用代行・採用コンサルティング）事業の付加価値向上

就業者の働き方に対する意識の変化や、テクノロジーの進化による採用・雇用における課題解決方法の変化、企業の人的資本向上に対する注目の高まりなどから、顧客需要の高度化・複雑化が進んでおり、当社グループのＲＰＯ事業への期待が大きく高まっていると認識しております。ＲＰＯ事業の付加価値向上に向けて、求人募集の支援だけではなく、採用要件の整理や人事から労務までサービス提供の範囲を拡大し、さらに、顧客それぞれの現場の課題に合わせたテクノロジーの提供を進め、マーケットインとカスタマーサクセスを強化いたします。

(9) 重要な子会社の状況（2022年９月30日現在）

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ツナググループＨＣ	50,000 千円	100.0 %	採用コンサルティング業 組織活性化事業 求人メディア運営事業 外国人雇用コンサルティング事業 WEBフロントエンド開発業
株式会社チャンスクリエイター	75,000 千円	100.0 %	小売業
株式会社ツナグ・マッチングサクセス	20,000 千円	100.0 %	求人メディア運営事業
株式会社倉庫人材派遣センター	20,000 千円	51.0 %	派遣センター運営事業
株式会社ツナグ・ソリューションズ	5,000 千円	100.0 %	採用コンサルティング業
株　式　会　社　LeafNxT	90,000 千円	51.3 %	労働者派遣事業 有料職業紹介事業

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	米田光宏	CEO 株式会社米田事務所代表取締役社長 一般社団法人スポットワーク協会理事長
取締役副社長	上林時久	COO 株式会社ツナグ・マッチングサクセス代表取締役 株式会社ツナググループHC代表取締役
専務取締役	片岡伸一郎	CFO兼CIO 株式会社ツナグ・マッチングサクセス監査役 株式会社ツナググループHC取締役
取締役	多田斎	株式会社セレス社外取締役 株式会社ライトオン社外取締役 株式会社マーキュリー社外監査役 株式会社400F社外監査役
取締役	六川浩明	内幸町国際総合法律事務所代表弁護士 東京都立産業技術大学院大学講師 株式会社青山財産ネットワークス社外監査役 株式会社夢真ビーネックスグループ社外監査役 Abalance株式会社社外取締役 明治機械株式会社社外取締役監査等委員
取締役	中江康人	株式会社シーセブンハヤブサ取締役 AOI TYO Holdings株式会社代表取締役グループCEO
地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	宮原正雄	
監査役	小山貴子 (現姓 大庭)	社会保険労務士事務所フォーアンド代表 株式会社フォーアンド代表取締役 明治機械株式会社社外取締役監査等委員
監査役	北村恵美	税理士法人三村会計事務所代表社員 医療法人社団風光会監事 株式会社宮入バルブ製作所監査役 株式会社宝仙堂監査役 森ヒルズリート投資法人監督役員

(注) 1．取締役多田斎氏、六川浩明氏および中江康人氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役宮原正雄氏、小山貴子氏および北村恵美氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．監査役北村恵美氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程

度の知識を有するものであります。

4．当社は、取締役多田斎氏、六川浩明氏、中江康人氏、監査役宮原正雄氏、小山貴子氏および北村惠美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．当社は、当社および当社子会社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることのある損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）を補填します（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為である場合等の保険契約に定められた免責事由に該当するものを除く）。また、保険料は全額会社負担としております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役の間で、職務を行うことにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項の責任について、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与（業績連動報酬）	非金銭報酬	
取締役（うち社外取締役）	82,202（10,200）	73,203（10,200）	-（-）	8,999（-）	6（3）
監査役（うち社外監査役）	10,200（10,200）	10,200（10,200）	-（-）	-（-）	3（3）
合計（うち社外役員）	92,402（20,400）	83,403（20,400）	-（-）	8,999（-）	9（6）

（注）1．2019年12月24日開催の第13期定時株主総会において、取締役の金銭報酬（基本報酬および賞与（業績連動報酬））につきましては、報酬総額年額300,000千円以内（うち社外取締役分は年額30,000千円以内）とする旨決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち社外取締役３名）です。また、2019年12月24日開催の第13期定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）の非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）として、報酬総額年額100,000千円以内とする旨決議しております。当該株主総会終結時の取締役（社外取締役を除く。）の員数は４名です。

2．2015年12月15日開催の第9期定時株主総会において、監査役の報酬につきましては、報酬総額年額50,000千円以内とする旨決議しており、各監査役の業績、貢献度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち社外監査役３名）です。

(4) 取締役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2019年11月28日開催の取締役会にて決議しております。その内容は以下の通りです。

① 基本方針

当社の役員報酬は、業績向上と当社の企業価値の持続的な向上を目的として、経営方針および経営目標に合致した業務執行を促し、短期および中長期の経営目標達成への強いインセンティブとなる報酬体系・報酬水準とします。具体的には、職責に基づく「基本報酬」、短期業績へのインセンティブ報酬である「役員賞与」および中長期に渡る当社の価値向上のためのインセンティブ報酬である「株式報酬」により構成しております。

賞与および株式報酬につきましては、社外取締役を除く取締役を対象としており、社外取締役につきましては、経営に対する独立性の強化を重視し、その職務内容と責任に見合った優秀な人材の確保・維持のため、「基本報酬」のみとしております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、内容決定に係る手続きの客観性・公平性および透明性を確保するため、社外取締役の六川浩明を委員長とし、代表取締役社長兼CEOである米田光宏ならびに社外取締役である多田斎および中江康人を委員とする

指名・報酬委員会にて審議・決定いたします。指名・報酬委員会の権限の内容は、役員の選解任に係る原案の決定ならびに取締役の基本報酬および賞与（業績連動報酬）の内容決定および株式報酬付与の原案の決定です。指名・報酬委員会が、決定方針との整合性を含め多角的な検討を行っていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、当社の業績・経済情勢等を勘案し、役位・職責に応じて、指名・報酬委員会にて決定いたします。

③ 賞与（業績連動報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

賞与については、短期業績達成への意欲をさらに高めるため、当社の重要利益指標である連結営業利益の計画達成状況により、指名・報酬委員会にて決定いたします。算定方法は、次の通りであります。

（ア）支給総額は、賞与支給前の連結営業利益が、連結営業利益計画を上回った金額に34％を乗じた金額といたします。ただし、基本報酬と賞与総額の総計が、支給限度額（年額300,000千円）を上回った場合は、支給限度額より、基本報酬を減じた額を支給総額といたします。

（イ）各取締役への支給割合については、その役位・職責に加え、業績への寄与度などを鑑み、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会にて決定いたします。ただし、各取締役に支給される金額は、当該取締役の基本報酬と同額を上限といたします。

④ 非金銭報酬（株式報酬）の内容および額または算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬としての株式報酬は、譲渡制限付株式とします。株式報酬制度については、当社の社外取締役を除く取締役に、業績向上および当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としています。取締役への支給時期および配分については、当該取締役の職責や貢献度等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会において決定いたします。

⑤ 報酬等の種類毎の割合の決定に関する方針

基本報酬は、取締役の職責に対する対価として支給するものである一方、賞与（業績連動報酬）および株式報酬は、業績および当社の企業価値の向上および株主の皆様との一層の価値共有に対するインセンティブを与える目的をもって支給するものであり、その報酬割合に一定基準を定めるのは難しいため、取締役（社外取締役を除く。）の報酬等における種類別の割合については、特段定めておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	多田 斎	当事業年度に開催した取締役会12回中12回に出席し、長年にわたり証券業界において役員・代表者を歴任し培われた証券実務における豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会４回のすべてに出席し、客観的かつ中立的な立場で役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
取締役	六川浩明	当事業年度に開催した取締役会12回中12回に出席し、弁護士としての豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会４回のすべてに出席し、客観的かつ中立的な立場で役員報酬の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役	中江康人	当事業年度に開催した取締役会12回中12回に出席し、メディア業界における経営者経験および持株会社の代表取締役として培われた豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬委員会４回のすべてに出席し、客観的かつ中立的な立場で役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	宮原正雄	当事業年度に開催した取締役会12回中12回に出席し、また監査役会12回中12回に出席し、人材ビジネス等における豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 また、指名・報酬委員会の客観性・公平性および透明性をより高めるため、オブザーバーとして、当事業年度に開催された指名・報酬委員会４回のすべてに出席し、客観的かつ中立的な立場で役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。
監査役	小山貴子 (現姓 大庭)	当事業年度に開催した取締役会12回中12回に出席し、また監査役会12回中12回に出席し、社会保険労務士としての豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	北村恵美	当事業年度に開催した取締役会12回中12回に出席し、また監査役会12回中12回に出席し、公認会計士、税理士としての豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

（注）上記取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が２回ありました。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,113,889**	**流動負債**	**2,298,140**
現金及び預金	1,250,978	買掛金	426,165
売掛金	1,198,572	短期借入金	308,944
商品	59,406	1年内返済予定の長期借入金	348,991
仕掛品	22,142	未払金	566,206
未収入金	351,992	未払費用	104,796
前払費用	149,684	未払法人税等	174,307
その他	83,457	未払消費税等	194,432
貸倒引当金	△2,346	賞与引当金	124,234
固定資産	**2,095,560**	その他	50,061
有形固定資産	**207,857**	**固定負債**	**1,374,784**
建物附属設備	233,016	長期借入金	1,065,021
減価償却累計額	△98,533	繰延税金負債	309,763
建物附属設備(純額)	134,483	**負債合計**	**3,672,925**
工具、器具及び備品	276,848	**(純資産の部)**	
減価償却累計額	△203,474	**株主資本**	**1,433,758**
工具、器具及び備品(純額)	73,373	資本金	696,651
無形固定資産	**1,601,103**	資本剰余金	604,770
ソフトウェア	308,984	利益剰余金	132,336
のれん	356,912	**その他の包括利益累計額**	**△40**
顧客関連資産	819,638	その他有価証券評価差額金	△40
その他	115,567	**非支配株主持分**	**102,806**
投資その他の資産	**286,599**	**純資産合計**	**1,536,524**
関係会社株式	5,000		
投資有価証券	20,444		
敷金及び保証金	181,231		
繰延税金資産	29,278		
その他	50,996		
貸倒引当金	△350		
資産合計	**5,209,449**	**負債・純資産合計**	**5,209,449**

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2021年10月 1 日から
2022年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**12,721,982**
売上原価		**6,698,117**
売上総利益		**6,023,864**
販売費及び一般管理費		**5,808,332**
営業利益		**215,532**
営業外収益		
受取利息	543	
助成金収入	1,502	
違約金収入	1,910	
受取手数料	3,765	
倒産防止共済解約手当金	4,808	
店舗閉鎖益	5,443	
その他	4,298	22,271
営業外費用		
支払利息	11,736	
支払手数料	11,609	
その他	1,370	24,716
経常利益		**213,086**
特別利益		
事業分離における移転利益	401,629	401,629
特別損失		
減損損失	23,428	23,428
税金等調整前当期純利益		**591,288**
法人税、住民税及び事業税	174,760	
法人税等調整額	△52,138	122,622
当期純利益		**468,666**
非支配株主に帰属する当期純損失		**22,997**
親会社株主に帰属する当期純利益		**491,663**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2022年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**869,421**	**流動負債**	**1,762,215**
現金及び預金	640,685	短期借入金	1,222,473
売掛金	100,962	１年内返済予定の長期借入金	338,992
前払費用	52,900	未払金	72,116
未収入金	66,814	未払費用	4,689
短期貸付金	7,549	未払法人税等	88,789
その他	510	未払消費税等	28,104
固定資産	**3,200,891**	その他	7,049
有形固定資産	**181,757**	**固定負債**	**854,188**
建物附属設備	162,164	長期借入金	854,188
減価償却累計額	△39,017	**負債合計**	**2,616,403**
建物附属設備（純額）	123,146	**（純資産の部）**	
工具、器具及び備品	150,341	**株主資本**	**1,453,909**
減価償却累計額	△91,730	資本金	696,651
工具、器具及び備品（純額）	58,610	資本剰余金	516,651
無形固定資産	**398,025**	資本準備金	516,651
ソフトウェア	282,471	利益剰余金	240,606
ソフトウェア仮勘定	114,740	その他利益剰余金	240,606
その他	814	繰越利益剰余金	240,606
投資その他の資産	**2,621,108**	**純資産合計**	**1,453,909**
投資有価証券	19,880		
関係会社株式	1,136,005		
敷金及び保証金	148,634		
繰延税金資産	11,941		
長期貸付金	1,268,000		
その他	36,996		
貸倒引当金	△350		
資産合計	**4,070,312**	**負債・純資産合計**	**4,070,312**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年10月 1 日から
2022年 9 月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
営業収益		**1,414,256**
営業費用		**1,401,823**
営業利益		**12,433**
営業外収益		
受取利息	36,582	
受取配当金	91,785	
その他	1,874	130,242
営業外費用		
支払利息	19,839	
支払手数料	11,607	
その他	717	32,163
経常利益		**110,512**
特別利益		
事業分離における移転利益	401,468	401,468
税引前当期純利益		**511,981**
法人税、住民税及び事業税	73,250	
法人税等調整額	△2,888	70,362
当期純利益		**441,619**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

株式会社ツナググループ・ホールディングス
取 締 役 会 御 中

ＲＳＭ清和監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂　井　浩　史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　井　　剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ツナググループ・ホールディングスの2021年10月１日から2022年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツナググループ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月25日

株式会社ツナググループ・ホールディングス
取 締 役 会 御 中

ＲＳＭ清和監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂　井　浩　史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福　井　　剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ツナググループ・ホールディングスの2021年10月１日から2022年９月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

2022年11月25日

監査役会監査報告

株式会社ツナググループ・ホールディングス監査役会

常勤監査役（社外監査役）　宮原正雄　㊞

社外監査役　小山貴子　㊞

社外監査役　北村惠美　㊞

当監査役会は、2021年10月１日から2022年９月30日までの第16期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

（１）監査役会はあらかじめ監査方針、監査基準、監査計画を定めたうえで、各監査役が必要な調査を行い、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査基準、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、及びその他事業管理本部の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、内部監査室、及びその他コーポレート所管部門の職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、本社、支社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室、及びその他事業管理本部の職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株式会社ツナググループ・ホールディングス　株主総会会場ご案内略図

会　場	東京都千代田区有楽町一丁目１番２号　東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー　８階　ROOM１
交通機関のご案内	東京メトロ千代田線・日比谷線・都営地下鉄三田線　日比谷駅直結 東京メトロ有楽町線　有楽町駅　Ａ11出口よりすぐ 東京メトロ丸ノ内線・日比谷線・銀座線　銀座駅　Ｃ１出口より徒歩５分 ＪＲ山手線・京浜東北線　有楽町駅　日比谷口より徒歩５分

※オフィス用エレベーターで受付階（９階）に上がっていただき、９階よりエスカレーターで８階会場までお越しください。

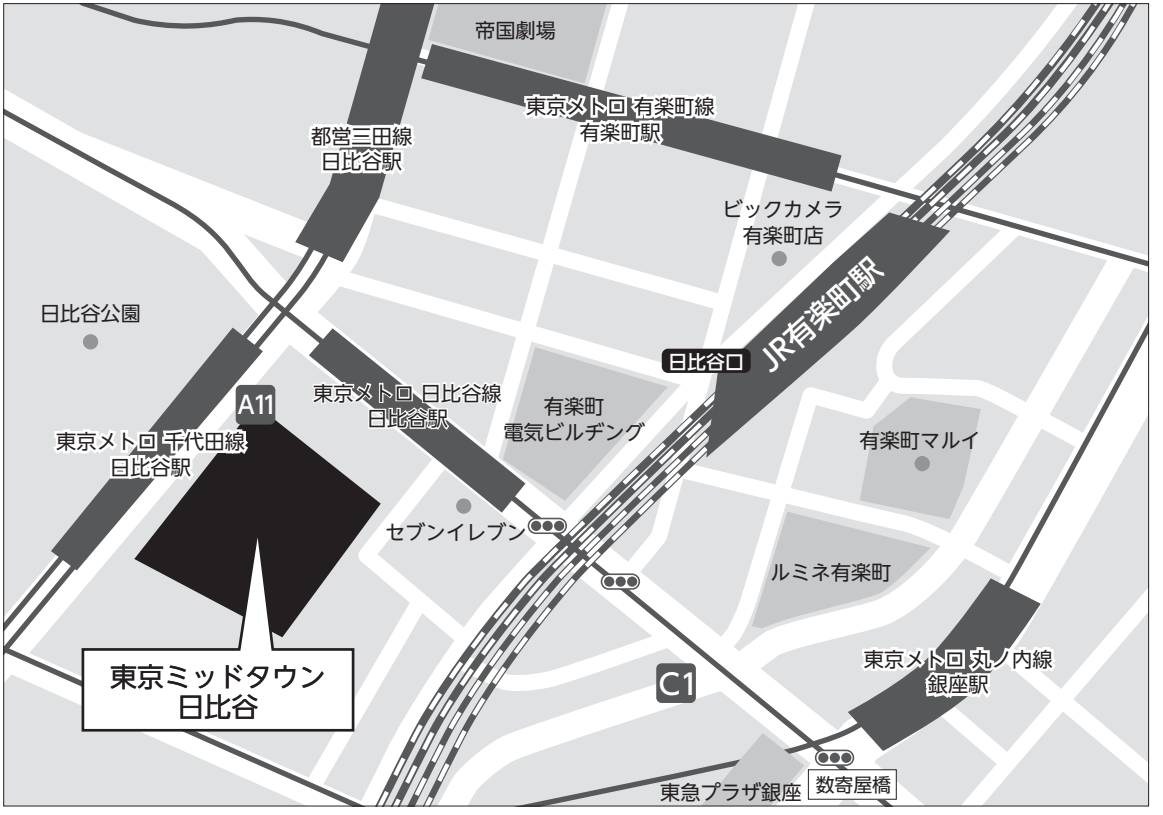

UD FONT